

2025年1月6日 全9頁

2025年度税制改正大綱解説

大綱の公表で完結せず、法案の衆議院通過まで議論が続くか

金融調査部 研究員 平石隆太

[要約]

- 自由民主党・公明党は、2024年12月20日に2025年度税制改正大綱を公表した。少数与党として迎えた税制改正では、与党と国民民主党による事前協議が行われた。ただ、課税最低限の引上げについて合意できず、3党での合意を経ずに与党の税制改正大綱が公表された。税制改正関連法案が衆議院を通過するまで議論が続くことも予想され、今後の情勢は不透明である。
- 「103万円の壁」への対応では、課税最低限の123万円への引上げ、特定扶養控除を受けられる上限年収の150万円への引上げが示された。課税最低限の引上げ額20万円の内訳は、基礎控除を10万円引上げ、給与所得控除の最低保証額を10万円引上げ、である。年収190万円超の者の給与所得控除額の計算式は現状維持となるため、給与所得控除の減税効果が発現するのは年収190万円未満の者のみとなる。
- 防衛財源確保のための増税について、法人税とたばこ税の内容と施行時期が示された。防衛特別法人税は、2026年4月1日以後に開始する事業年度以降、法人税額から500万円を控除する措置を講じた上で税率4%の新たな付加税が課される。
- 大綱では、今後の法人税のあり方について考え方が示された。大綱では、2010年代の法人税率の引下げにつき、意図した成果を上げてこなかったとし、今後は法人税率を引き上げる方針が示されている。

[目次]

1. 主な改正項目一覧と税制改正のスケジュール	…… 2ページ
2. 「103万円の壁」への対応	…… 3ページ
3. 高校生の扶養控除縮小の見送り	…… 7ページ
4. 防衛増税の施行	…… 7ページ
5. 法人税のあり方	…… 8ページ

1. 主な改正項目一覧と税制改正のスケジュール

自由民主党・公明党は、2024年12月20日、「令和7年度税制改正大綱¹」（以下、大綱。本レポート中、年号表記は西暦で統一する）を公表し、2025年度税制改正の大枠が示された。大綱に示された主な改正項目一覧は次の図表1の通りである。

図表1：大綱に示された主な改正項目一覧

項目	内容	実施時期	
個人所得課税	課税最低限の引上げ	所得税に係る基礎控除を10万円、給与所得控除の最低保証額を10万円引き上げる。個人住民税に係る基礎控除は据え置き。	2025年分の所得税、2026年度分の個人住民税より実施(2025年分所得税については年末調整で対応)
	大学生年代の子等の扶養控除	19歳~22歳までの子を扶養する者が受けられる控除額が、子の給与収入換算で150万円まで満額となる。子の給与収入が150万円を超えた場合でも、控除額が0になるのではなく、段階的に逓減する仕組み(特定親族特別控除(仮称))を導入する。	2025年分所得税から実施
	高校生年代の扶養控除	高校生年代に相当する扶養控除の控除額は、2026年分所得税・2027年度住民税までは現状維持とする。その後については、「所得税38万円→25万円、住民税33万円→12万円」に縮小する方針である。	未定(2026年度税制改正以降で結論を得る)
	住宅ローン控除	2024年入居分限りとして対応された子育て世帯・40歳未満の夫婦世帯への上乗せ措置につき、2025年入居分にも適用する。	2025年入居分の住宅ローン控除につき実施
	生命保険料控除	2026年に限り、一般生命保険料の所得税の控除限度額につき、子育て世帯に限り、「4万円→6万円」に引き上げる。一般・介護医療・個人年金を合わせた合計控除限度額は現行の12万円を維持する。	2026年分所得税にて実施
	公的年金等控除	給与所得控除と公的年金控除の合計額に280万円の上限を設定する。	2026年度税制改正にて法制化予定
	iDeCo	第二号被保険者のiDeCo独自の拠出限度額を廃止し、企業年金とiDeCoの共通限度額を7,000円(5.5万円→6.2万円)引き上げる。	年金制度改正の施行と同時に実施
	エンジェル税制	再投資期間を1年間から2年間に延長する。スタートアップ投資で譲渡益が発生した年の翌年に再投資する場合、譲渡益発生年の納税額を繰戻し還付する。	2026年以後のスタートアップ投資につき実施
法人関係	中小企業軽減税率	中小企業の年800万円以下の所得の法人税率を15%とする。ただし、所得が10億円超の中小企業は税率17%とする。	適用期限を2年間延長し、2027年3月末までに
	事業承継税制	法人版事業承継税制の役員就任要件を撤廃する。	2025年以後に贈与される財産の贈与税につき実施
	企業版ふるさと納税	企業が指定された地方公共団体に寄附した場合に、寄附額に応じた損金算入や税額控除を実施する。	適用期限を3年間延長し、2028年3月末までに
	国際課税	軽課税所得ルール(UTPR)、国内ミニマム課税(QDMTT)を法制化する。	2026年4月以後に開始する対象会計年度から実施
防衛財源	法人税額に対して、税率4%の新たな付加税として、防衛特別法人税(仮称)を課す。中小企業への配慮のため、法人税額から500万円を控除する。国のたばこ税率を、3段階でそれぞれ0.5円/1本ずつ引き上げる。	防衛特別法人税は、2026年4月以後開始事業年度から適用。たばこ税は、2027年4月、2028年4月、2029年4月に実施	
結婚・子育て資金一括贈与	受贈者が結婚・子育て資金に充てるため受けた贈与のうち、1,000万円までの金額に相当する部分は贈与税が非課税となる。	適用期限を2年間延長し、2027年3月末までに	

(出所) 自由民主党・公明党「令和7年度税制改正大綱」より大和総研作成

¹ 自由民主党・公明党「令和7年度税制改正大綱」(2024年12月20日)

少数与党である自民党と公明党は、事前に国民民主党と税制改正につき協議を行った。2024年12月11日に、3党の幹事長は、いわゆる「103万円の壁」について「178万円を目指して、来年から引き上げる」（大綱 p. 3）旨に合意した。12月13日に、与党は「103万円の壁」の「123万円」への引上げ案を提示したが、国民民主党は、要求する「178万円」に届かない与党案を拒否した。その後、12月17日に行われた3党の税制調査会長による協議で、「103万円の壁」引上げを巡って与党から新たな提案がなかったとして、国民民主党は協議の「打ち切り」の意向を示した。そこで、与党だけで取りまとめが行われ、大綱の公表に至った。12月20日には、3党の幹事長協議で、税制改正について引き続き協議することで合意しており、「103万円の壁」を中心に今後も議論が続く見込みである。

例年であれば、大綱をもとに作成された税制改正関連法案が翌年の通常国会にて提出され、当該改正法の成立をもって制度改正がなされる。しかし、少数与党である政治情勢に鑑みると、大綱をもとに作成された税制改正法案が国会審議の過程で修正される可能性があり、必ずしも大綱の内容で税制改正がなされるとは限らない。前述の3党での協議も、法案が衆議院を通過するまで（例年2月下旬～3月上旬）続く可能性がある。今回の税制改正では、大綱の内容が実現するかどうか、通常国会における審議に注目する必要があるだろう。

2. 「103万円の壁」への対応

「103万円」には2つの意味がある

そもそも、税法上の「103万円」には、所得税の課税最低限としての103万円と、扶養控除等の対象となる上限年収としての103万円の2つの意味がある。前者は、物価が上昇する中で年収103万円から所得税を課税することが低所得者にとって厳しいのではないかという「インフレ調整」の観点から議論されている。一方で後者は、最低賃金やアルバイト時給が上昇する中、学生等が制度を意識して不要な就業調整をしないようにする観点から議論されている。

両者は税法上の基準となる額が103万円であることは共通しているが、性質がまったく異なる論点である。これらについては、所得税のインフレ調整と就業調整の解消というそれぞれの政策目的に立ち返って、適切な施策を講じる必要がある。

大綱では、前者について課税最低限の「123万円」への引上げ、後者について特定扶養控除（と同額の控除）を受けられる上限年収の「150万円」への引上げが示された。以下、両施策について解説する。

課税最低限を「123万円」に引上げ

所得税の課税最低限は「基礎控除+給与所得控除の最低保証額」によって算出され、現行制度では、基礎控除額が48万円（本人の合計所得金額2,400万円以下の場合）、給与所得控除の最低保証額が55万円であるため、課税最低限が103万円となっている。

大綱では、課税最低限を現行の 103 万円から 20 万円引き上げて、123 万円とすることが示された。引上げ額 20 万円の内訳は、基礎控除を 10 万円引上げ、給与所得控除の最低保証額を 10 万円引上げ、である。

基礎控除については、一律に 10 万円引き上げるのではなく、適用される合計所得金額が変更となる。現行制度では、合計所得金額 2,400 万円以下の場合に最大 48 万円の控除額が設定されているが、与党案では、合計所得金額 2,350 万円以下の場合に最大 58 万円の控除額が設定される。合計所得金額 2,350 万円超の場合は、現行の 0 円～48 万円の控除額が維持され、所得に応じて控除額が通減・消失する。

図表 2：大綱で示された基礎控除の所得控除額

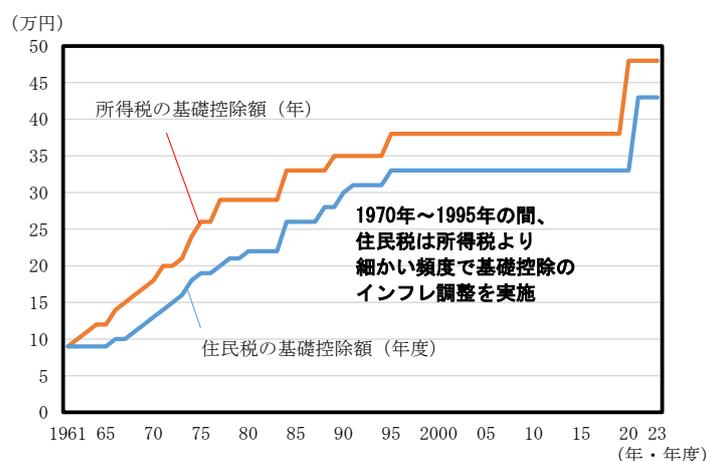
条件	基礎控除額（所得税）
本人の合計所得金額が 2,350 万円以下	48 万円⇒58 万円
本人の合計所得金額が 2,350 万円超 2,400 万円以下	48 万円【現状維持】
本人の合計所得金額が 2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円【現状維持】
本人の合計所得金額が 2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円【現状維持】
本人の合計所得金額が 2,500 万円超	控除なし【現状維持】

(注) 赤字が現行制度からの変更点。

(出所) 大綱より大和総研作成

上記の基礎控除の 10 万円の引上げは所得税についてのみ適用され、住民税の基礎控除の改正については大綱では触れられていない。これは、税制改正による地方財政への影響を避けるためと考えられる。過去の所得税の基礎控除額引上げ時には、住民税についても、その同年度または翌年度²に引き上げられるケースが多かった(図表 3)。仮に今回、所得税の基礎控除額のみでの引上げとなれば、1960 年代以来の引上げ方となる。一方、与党と国民民主党の協議の動向によっては、住民税の基礎控除額が引き上げられる可能性も残っており、今後の情勢を注視する必要がある。

図表 3：所得税と住民税の基礎控除額の推移



(出所) 税法をもとに大和総研作成

² 所得税が当年の所得に対して課税されるのに対し、住民税は前年の所得に対して課税される。このため、ある年に生じた所得から税制改正する場合、住民税の改正が適用されるのは所得税改正の翌年度からとなる。

給与所得控除について、大綱では最低保障額を現状の 55 万円から 65 万円に引き上げるとした。年収 190 万円超の者の給与所得控除額の計算式は現状維持となるため、現行と比べて給与所得控除額が拡大され減税効果が発現するのは、年収 190 万円未満³の者のみとなる（図表 4）。給与所得控除については、所得税と住民税で共通しており、所得税につき改正すると基本的には住民税についても改正され、住民税についても控除額が 10 万円引き上げられる。

図表 4：大綱で示された給与所得控除の所得控除額（速算表）

収入金額	給与所得控除額
65 万円以下	全額
65 万円超 190 万円以下	65 万円
190 万円超 360 万円以下	収入金額×30%+8 万円【現状維持】
360 万円超 660 万円以下	収入金額×20%+44 万円【現状維持】
660 万円超 850 万円以下	収入金額×10%+110 万円【現状維持】
850 万円超	195 万円【現状維持】

（注 1）給与収入が 660 万円未満の場合は、所得税法別表第 5 によって計算するため、上記の速算表による控除額とは若干の違いが生じることとなると考えられる。

（注 2）赤字が現行制度からの変更点。

（出所）法令より大和総研作成

以上の課税最低限の引上げは 2025 年分の所得税から適用される。ただ、2025 年分の所得税についてはすべて年末調整で対応され、源泉徴収での対応は 2026 年 1 月以後に支払われる給与や公的年金等から開始するとしている⁴。

特定扶養控除上限引上げ

19 歳以上 23 歳未満の扶養親族（学生に限られない）を扶養する納税者は「特定扶養控除」として、所得税 63 万円、住民税 45 万円の所得控除が受けられる。特定扶養控除を受けるための被扶養者の年収上限（扶養基準）は、給与収入ベースで年 103 万円であり、所得税の課税最低限の 103 万円と同額となっている。

現行制度では、学生の給与収入が 103 万円を少しでも超えた場合、親は特定扶養控除を受けられなくなる。例えば親の所得税率が 10%（住民税率は一律 10%）である場合、親の税負担は、所得税 6.3 万円（＝63 万円×10%）、住民税 4.5 万円（＝45 万円×10%）、計 10.8 万円増加する。このため、特定扶養控除の対象となっている学生には、年収が 103 万円を超えないよう就業

³ 年収 190 万円ちょうどの者は、現行の計算式において控除額が 65 万円ちょうどのため、計算式が変更されても減税効果は生じない。

⁴ 2024 年の定額減税実施時は、年末調整だけでなく 6 月 1 日以後に支払われる給与・賞与等の源泉徴収での対応も行われた。この際は、与党が両院とも過半数を得ていて法改正が確実な情勢であったため、法改正を待たずに国税庁等から制度実施の案内が行われるなど、実施のための準備を行うことができた。しかし、現在は少数与党となり、大綱に記載された内容からの変更も想定されることから、準備期間を取ることができず、年末調整のみでの対応としたものと考えられる。

調整を行う動機が存在する。

大綱では、特定扶養控除（と同額の控除）を受けられる被扶養者の上限年収（給与収入）の150万円（合計所得金額85万円）への引上げが示された⁵。つまり、学生（被扶養者）の収入が150万円までであれば、親（扶養者）は満額（所得税63万円、住民税45万円）の控除を受けられる。加えて、被扶養者の年収が150万円を超えても、すぐに控除額が0になるのではなく、控除額が通減・消失する制度の導入が示された（図表5）。

図表5：特定親族特別控除（仮称）の控除額一覧

被扶養者（主に学生）の所得		扶養者（親）の控除額	
合計所得金額	給与収入のみの場合の年収	所得税	住民税
58万円以下	123万円以下	63万円	45万円
58万円超85万円以下	123万円超150万円以下		
～90万円以下	～155万円以下		
～95万円以下	～160万円以下	61万円	
～100万円以下	～165万円以下	51万円	
～105万円以下	～170万円以下	41万円	
～110万円以下	～175万円以下	31万円	
～115万円以下	～180万円以下	21万円	
～120万円以下	～185万円以下	11万円	
～123万円以下	～188万円以下	6万円	
～123万円以下	～188万円以下	3万円	
123万円超	188万円超	控除なし（0円）	

（注）合計所得金額58万円以下（給与収入123万円以下）の場合は、控除の名称は「特定親族特別控除（仮称）」ではなく、「特定扶養控除」となる。

（出所）法令および大綱より大和総研作成

被扶養者の年収123万円超の場合に受けられる控除は、既存の特定扶養控除ではなく、特定親族特別控除（仮称）という新たな制度の創設によって措置する建付けとなっている。これは、あくまで扶養控除の基準自体は共通のものとし、特定扶養親族（19歳以上23歳未満）についてのみ特例的に異なる基準を設けていることを示している⁶。

大綱の内容が実現すれば、学生が働いた場合に、特定の収入を境に手取りが急減する「壁」は税制面ではほぼ解消される⁷。ただ、年収130万円を超えると学生本人に社会保険料負担が生じ、手取りが急減する「壁」が存在しており、実際には年収130万円直前で就業調整が行われると予想される。特定扶養控除の上限を引上げ、学生が希望する場合に年収150万円程度まで働くことを可能にする政策意図があるのであれば、社会保険料の「壁」も解消すべきだろう⁸。

⁵ 正確には、特定扶養控除そのものを受けられる年収は123万円以下とされるが、年収123万円を超えても年収150万円までは特定扶養控除と同額の特定親族特別控除（仮称）を受けられることとした。

⁶ 現行の配偶者控除・配偶者特別控除と同様の意味合いであると考えられる。

⁷ 厳密には、勤労学生控除がなくなる収入を境にした手取りの減少などは生じるが、影響は小さい。

⁸ 詳細は、是枝俊悟・山口茜「[学生の「103万円の壁」撤廃による就業調整解消は実現可能で経済効果も大きい](#)」（大和総研レポート、2024年11月11日）を参照。

3. 高校生の扶養控除縮小の見送り

自由民主党・公明党「令和6年度税制改正大綱⁹」では、高校生年代（16歳～18歳）の扶養控除について、2026年分以降の所得税につき38万円から25万円、2027年度分以降の住民税につき33万円から12万円に縮小する（現行の一般部分に代えて、かつて高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分を復元）とし、2025年度税制改正で結論を得るとされていた。

扶養控除縮小の背景には、児童手当の拡充がある。2024年10月より、児童手当の支給期間が高校生年代まで延長され、所得制限の撤廃がなされている。高校生年代には1人あたり月額1万円（第3子以降は3万円）が支給されている。15歳以下の年少扶養控除は、2010年度税制改正において児童手当（当時の名称は「子ども手当」）の代替財源として廃止された。児童手当の高校生年代への拡充に伴って、中学生以下との取扱いとのバランスをとる趣旨から高校生年代の扶養控除縮小が提起された。

扶養控除が縮小された場合の年間増税額は、所得税が最高税率の45%の場合でも年間の児童手当支給額12万円（第3子以降でない場合）を下回り、手取りの減少は生じない¹⁰。

以上の高校生年代の扶養控除について大綱では、「令和8年分の所得税及び令和9年分の個人住民税は現行制度を維持し、その見直しについては、児童手当をはじめとする子育て関連施策との関係、所得税の所得再分配機能等の観点や令和6年度税制改正大綱で示した考え方を踏まえつつ、令和8年度以降の税制改正において、各種控除のあり方の一環として検討し、結論を得る。」（p.12）として、来年以降の税制改正の議論に先送りされた。

扶養控除縮小の見送りは、公明党および国民民主党の主張を取り込んだものと考えられる¹¹。

4. 防衛増税の施行

2022年12月に公表された自由民主党・公明党「令和5年度税制改正大綱¹²」（以下、2023年度大綱）では、防衛増税（防衛力強化に係る財源確保のための税制措置）が示され、我が国を取り巻く安全保障環境が悪化していることを踏まえて、防衛力を抜本的に強化するために、法人税、所得税、たばこ税が改正されることになっていた。

大綱では、防衛増税のうち法人税とたばこ税につき、具体的内容と施行時期が示された。法人税（防衛特別法人税、仮称）は、2026年4月1日以後に開始する事業年度以降、法人税額から500万円を控除する措置を講じた上で、税率4%の新たな付加税が適用される。法人税額に対す

⁹ 自由民主党・公明党「[令和6年度税制改正大綱](#)」（2023年12月14日）

¹⁰ 是枝俊悟「[2024年度税制改正大綱解説](#)」（大和総研レポート、2023年12月25日）を参照。

¹¹ 2024年12月12日付朝日新聞朝刊3面は、「税制改正を巡り与党との協議に加わった国民民主は、高校生の扶養控除を維持するよう求めていた」、「公明党内でも『手取りを増やそうという議論をしているなかで、子育て世帯への増税は理解を得られない』と、反対意見が上がっていた」と報道している。

¹² 自由民主党・公明党「[令和5年度税制改正大綱](#)」（2022年12月16日）

る税率4%であるため、法人実効税率としては、約1%ptの引上げとなる¹³。

たばこ税は、国のたばこ税率を3段階で、2027年4月、2028年4月、2029年4月にそれぞれ0.5円/1本ずつ引き上げ、加熱式たばこ紙巻たばこの税負担差解消のための適正化措置を行う。

大綱で施行時期が示されなかった所得税については、2023年度大綱において、復興特別所得税の税率を1%引き下げ、税率1%の新たな付加税を課すとの内容が決まっていた。今回、所得税の法制化を先送りした要因は、課税最低限を引き上げる減税措置を行う中で、新たな税目を創設する増税論が浮上することは理解が得にくいとして、世論への影響を懸念したものと考えられる。

もっとも、前述の通り、防衛増税に係る所得税は、復興特別所得税(2.1%)の税率を1%引き下げた上で防衛費分として1%の新たな付加税を課すため、引き下げ分と引き上げ分が相殺され、すぐに家計の負担増が生じるわけではない¹⁴。所得税の法制化に当たっては、当面の負担増にはならない点を丁寧に説明すべきであろう。

2023年度大綱では施行時期について、「令和9年度(筆者注:2027年度)に向けて複数年かけて段階的に実施することし、令和9年度において、1兆円強を確保する」(p.21)旨が示されていた。「令和9年度に向けて複数年かけて段階的に実施」するのであれば、遅くとも2026年度から税制措置を導入しなければならない。つまり、今回の大綱で定めた法人税の2026年度からの増税実施という施行時期は、2023年度大綱にて選択肢として示した時期のうち最も遅い時期であった。

5. 法人税のあり方

法人税については、2015年度以降、「成長志向の法人税改革」が進められてきた。具体的には、企業による投資・賃上げの促進や国際社会での立地競争力の強化を目的に、課税ベースを拡大し法人税率を引き下げる改革が行われた。つまり、法人課税を「広く薄く」負担する構造に変更し、企業による投資余力を増大させることが意図された。

現在、政府税制調査会の「税制のEBPM¹⁵に関する専門家会合」において、「成長志向の法人税改革」の振り返りが進められている。大綱においても、法人税改革の評価と今後の法人税のあり方が以下の通り示された。

- 2010年代に、設備投資や雇用・賃上げの促進、立地競争力の強化を図るため、法人税率を23.2%まで引き下げた。この間、経済界には、法人税改革の趣旨を踏まえ、**国内投資の拡大や賃上げを求めてきたが、企業部門では収益が拡大したにもかかわらず、現預金等が積み**

¹³ 法人税率23.2%×防衛特別法人税率4%=0.928%ptとなる。

¹⁴ もっとも、現状は2037年までとされている復興特別所得税の課税期間の延長は避けられず、長期的にみれば増税であることに変わりはない。

¹⁵ EBPMとはEvidence Based Policy Making(証拠に基づく政策立案)を意味する。

上がり続けた。(p. 6)

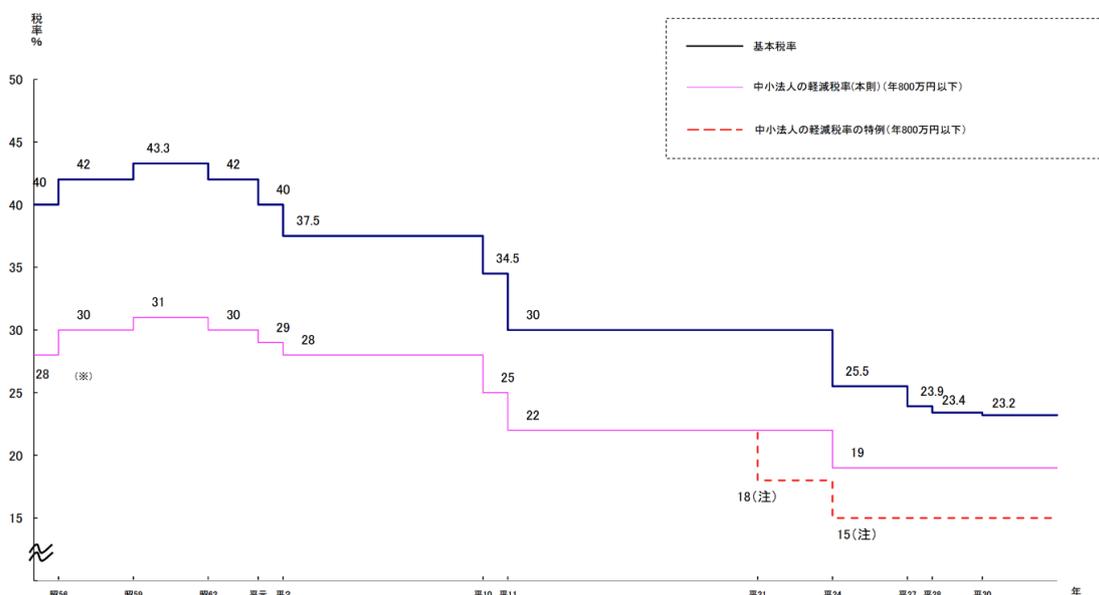
- 海外の先行研究を見ても、**法人税率が設備投資や賃金に与える影響は限定的である**との分析や、わが国の**法人税改革が国内投資の増加には効果的でなかった**との分析が示されている。(p. 7)
- こうした振り返りを踏まえれば、**法人税改革は意図した成果を上げてこなかったと言わざるを得ず**、法人税のあり方を転換していかなければならない。これまで現預金を大きく積み上げてきた大企業を中心に企業が国内投資や賃上げに機動的に取り組むよう、(中略)、**法人税率を引き上げつつターゲットを絞った政策対応を実施する**など、メリハリのある法人税体系を構築していく。(p. 7)

(注) 赤太字は筆者によるもの。

(出所) 大綱より大和総研抜粋

大綱では、企業収益が拡大した状況下でも国内投資が進まなかったことを踏まえ、「法人税改革は意図した成果を上げてこなかった」と断じ、「法人税率を引き上げつつターゲットを絞った政策対応を実施する」方針を示している。今回の税制改正では、まず、防衛特別法人税の施行時期が決定され、2026年度から法人実効税率が引き上げられる。今後は、これにとどまらず、法人税率本体の引上げも含め検討が進められる可能性がある。

図表 6 : 法人税率の推移



(注1) 中小法人の軽減税率の特例(年800万円以下)について、平成21年4月1日から平成24年3月31日の間に終了する書く事業年度は18%、平成24年4月1日以前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については経過措置として18%、平成24年4月1日から令和7年3月31日の間に開始する書く事業年度は15%。

(注2) 昭和56年3月31日までに終了する事業年度については年700万円以下の所得に適用。

(出所) 財務省「[法人課税に関する基本的な資料](#)」(2024年12月23日閲覧)より大和総研抜粋

【以上】